

Ⅱ 復旧・復興支援活動

1. 道路・公共土木施設の復旧

- ①倒木・電柱倒壊等の障害物による通行止めの解消に向け、災害協定に基づき関係協会(※)とともに復旧作業を実施。

※ (一社)千葉県建設業協会、(公社)千葉県測量設計業協会、(一社)千葉県建設コンサルタント業協会、
(一社)千葉県電業協会

○復旧状況(10月13日17時時点)

全面通行止めを解消した箇所 : 44路線66箇所

全面通行止めを継続している箇所 : 1路線 1箇所

- ※ (一)犬掛館山線は、多くの路肩決壊や法面崩落等の道路施設被害が発生し、被災した道路施設の復旧に長期間を要することが判明したため、復旧工事完了までの間、交通規制(通行止め)を実施。

〈県土整備部 道路環境課 043-223-3140〉

②東京電力の復旧作業の促進(9月19日17時時点)

- ・9月13日から、東京電力の復旧作業を促進するため、国と協力して、東京電力から要請のあった道路について、県において(一社)千葉県建設業協会とともに道路啓開を実施。
- ・協力要請箇所41箇所について全て通行止めを解消。
- ・東京電力による復旧作業の加速化を図るため、国に協力して通行可能な道路を判別できる地図を作成し関係機関(国、県、自衛隊、東京電力)と共有。

〈県土整備部 県土整備政策課 043-223-3178〉

③市町村支援・被災者支援

- ・市町が管理する道路・河川への応急対応を支援するため、被災状況が十分に把握できていない市町に県職員を派遣するなどにより、市町の被災状況を確認。その結果を活用し、国と協力して市町の被災状況の把握や応急・復旧作業を支援するため、職員を派遣。(木更津市:9月17日2名、鋸南町:9月19~20日延べ13名)
- ・罹災証明書の発行に必要な住家被害認定業務を応援するため、被害の大きかった市町に9月16日から県職員を派遣。(10月10日現在延べ431名)
また、関係団体(※)の協力を得て、9月27日から会員を派遣。(10月10日現在延べ130名)

※ (一社)千葉県建築士会、(公社)千葉県建築士事務所協会、(公社)日本建築家協会関東甲信越支部千葉地域会、(一社)日本建築構造技術者協会関東甲信越支部 JSCA 千葉、(一社)千葉県設備設計事務所協会、(一社)日本建築学会関東支部千葉支所

- ・罹災証明発行受付業務を支援するため、市原市に職員を派遣。(9月23~29日延べ24名)

〈県土整備部 県土整備政策課 043-223-3117〉

〈県土整備部 建築指導課 043-223-3182〉

- ・罹災証明発行事務を支援するにあたり、早急に被害状況の全容を把握する必要がある

あることから、館山市及び鴨川市に職員2名を派遣し調査を行った。

- ・館山市及び鴨川市で行った調査の結果を踏まえ、罹災証明発行事務を発災後1ヶ月以内に完了させるための支援体制を検討するため、職員を派遣。

(館山市：9月21～22日延べ6名、鴨川市：9月21～22日延べ4名)

〈県土整備部 建築指導課 043-223-3184〉

- ・(一社)千葉県建設業協会・自衛隊・市町と協力して、9月15日から家屋被害の大きい地域の要支援者のブルーシート張り出しを支援。(館山市、木更津市、成田市、市原市、君津市、富津市、八街市、南房総市、山武市、大網白里市、九十九里町、横芝光町、鋸南町で実施)

〈県土整備部 県土整備政策課 043-223-3178〉

- ・災害救助のための車両通行について、9月14日から千葉県の有料道路の無料通行措置を実施。

【対象車両】

- ① 自治体が災害救助のために使用する車両
- ② 災害ボランティア車両

【対象路線】

千葉外房有料道路、東金九十九里有料道路、利根かもめ有料道路、銚子連絡道路、九十九里有料道路

〈千葉県道路公社 043-227-9331〉

2. 住まいに関する支援

(1) 県営住宅の提供

住宅に大きな被害を受け、居住が困難となった方に、県営住宅の無償提供を実施。

○受け付け開始：9月16日

○県営住宅56戸(千葉地区7戸、東葛・葛南地区4戸、北総地区1戸、香取・海匝・山武地区2戸、君津・安房地区22戸、市原地区20戸)

※提供可能住戸については、受入準備が整い次第、順次拡大していく予定。

10月11日現在、29戸入居決定

〈県土整備部 住宅課 043-223-3282〉

(2) 県教職員住宅の提供

住宅に大きな被害を受け、居住が困難となった方に、県教職員住宅の無償提供を実施。

○受け付け開始：9月26日

○教職員住宅10戸(千葉市緑区3戸、南房総市7戸)

10月7日現在 南房総市3戸入居決定

〈教育庁 福利課 043-223-4125〉

(3) 国家公務員宿舎の提供

県内の国家公務員宿舎について国から提供を受け、被災者向けに無償提供を実施。

○受け付け開始：9月26日

○国家公務員合同宿舎20宿舎206戸

(千葉市28戸、習志野市45戸、船橋市1戸、松戸市8戸、柏市30戸、
成田市53戸、鎌ヶ谷市17戸、銚子市2戸、印西市21戸、木更津市1戸)

10月11日現在、6戸入居決定

〈県土整備部 住宅課 043-223-3232〉

(4) UR賃貸住宅の提供

千葉市内のUR賃貸住宅について、URから提供を受け、無償提供を実施。

○受け付け開始：9月26日

○UR賃貸住宅5団地10戸(千葉市内)

〈県土整備部 住宅課 043-223-3232〉

(5) 旅館・ホテルの提供

千葉県旅館ホテル生活衛生同業組合と締結した「災害時における宿泊施設等の提供に関する協定」を活用し、協力宿泊施設の情報を対象市町村に提供。

○利用対象者：高齢者、障害者等であって避難所での生活において特別な配慮を要する方

○対象市町村に情報提供した協力宿泊施設数：67施設(10月13日時点)

○施設の提供内容：宿泊場所、食事及び入浴施設

○情報提供開始月日：9月13日

〈健康福祉部 衛生指導課 043-223-2627〉

(6) 市町村公営住宅の提供

被災者を受け入れ可能な市町村公営住宅の情報を県ホームページ等で一括情報提供を行っている。(逐次更新)

〈県土整備部 住宅課 043-223-3232〉

(7) 被災家屋の修繕等に対する支援

①修繕等の借入に対する支援

被災者が行った住宅の修繕等の借り入れに対し、市町村が利子補給を実施した場合、その一部を県が補助することとし、その準備を進めている。

〈県土整備部 住宅課 043-223-3232〉

②住宅の補修工事に関する情報提供

被災した住宅の補修工事(ブルーシート張りを含む)が可能な業者の情報を県ホームページに掲載。

〈県土整備部 住宅課 043-223-3255〉

③住宅被害相談窓口の設置

ちば安心住宅リフォーム推進協議会の協力を得て、相談窓口を開設。

鋸南町

9月25日(水)～10月1日(火)

10月18日(金)～10月24日(木)

鴨川市、富津市、南房総市	9月28日(土)～10月4日(金)
館山市	10月2日(水)～10月8日(火)
木更津市、君津市、袖ヶ浦市	10月5日(土)～10月11日(金)
市原市、八街市	10月15日(火)～10月20日(日)
芝山町	10月23日(水)～10月25日(金)

今後、相談窓口を順次拡大していく。

〈県土整備部 住宅課 043-223-3255〉

④被災者生活再建支援法による支援

全壊、大規模半壊等の被害があった世帯に対し、支援金を支給。

適用市町：館山市、南房総市、鋸南町、鴨川市、君津市、富津市、匝瑳市、市原市、富里市（10月8日現在）

今後、被害状況の判明に伴い、被害程度が基準に達した市町村に、順次適用する。最終的に適用されなかった市町村には、県で同等の支援をする準備を進めている。

〈防災危機管理部 防災政策課 043-223-3404〉

⑤被災者生活再建支援制度の対象とならない住宅被害への支援

住宅被害においては、被災者生活再建支援制度の対象とならない一部損壊についても、国が支援を行うこととなったので、県としても、市町村の負担ができる限り少なくなるよう、協調して支援を行っていくことを検討中。

〈県土整備部 建築指導課 043-223-3184〉

⑥賃貸型応急住宅の募集開始

台風第15号により住宅に甚大な被害を受けた被災者に、災害救助法に基づき応急仮設住宅として民間賃貸住宅を借り上げて提供する事業を実施。

10月10日(木)から募集を開始。

〈県土整備部 住宅課 043-223-3228〉

⑦災害援護資金の貸付による支援

災害により世帯主が負傷又は住居、家財の損害を受けた方に対して、生活の再建に必要な資金を貸し付ける。

〈防災危機管理部 防災政策課 043-223-3404〉

3. 被災した事業者に対する支援

(1) 農林漁業者への支援

①市町村職員と一緒に農業被害の実態調査を実施

②相談窓口の設置

- ・農業関係相談窓口の設置 → 各農業事務所
- ・水産関係相談窓口の設置 → 水産課・各水産事務所
- ・金融・制度資金関係相談窓口の設置

③被災現場ニーズ調査の実施

- ・農業事務所、林業事務所、水産事務所の職員を現地に派遣し、被災した農林水産

事業者から直接、課題やニーズを聴取。

〈農林水産部 農林水産政策課 043-223-2807〉

- ・9月20日、ちばGAPの認証取得者から、農場評価の日程調整と合わせ、被害状況や復旧に向けた要望について聞き取りを行った。

〈農林水産部 安全農業推進課 043-223-3083〉

④県単災害資金の発動

- ・被災した農林漁業者の復旧を支援するため、経営安定や施設復旧に使用できる無利子の制度資金「県単農業・漁業災害対策資金」を発動した。
- ・資金の実施主体である農協等融資機関、基金協会、市町村等に対し、災害資金制度の説明会を実施。（10月2日、9日）
- ・貸付開始時期は令和元年10月下旬予定。

〈農林水産部 団体指導課 043-223-3074〉

⑤農産物検査機関被害状況調査

- ・検査機関（40機関）に、被害状況を確認。

⑥落花生の被害状況調査

- ・落花生採種組合（11組合）全てに被害状況及びニーズ等を確認。
- ・採種組合の被害状況の現地確認（成田市）。
- ・成田市、八街市、富里市のほ場の被害状況を現地で確認。

⑦水稻採種ほの被害状況の共有

- ・水稻採種組合（8組合）及び種子場JAの種子センター、保管倉庫（5か所）の被害状況を情報共有。

〈農林水産部 生産振興課 043-223-2884〉

⑧搾乳機器の貸し出し

- ・停電が続き通常の搾乳機器が使用できない酪農家に対して、小型の搾乳機器一式を貸し出した（南房総市及び館山市の酪農家5戸に搾乳機器3セットを貸与）。

⑨受託牛の受託期間延長

- ・市原乳牛研究所において、10月1日に下牧を迎える畜産農家から受託した乳牛のうち、台風被害により引き取りが困難な受託牛について期間を延長して受託を継続（26戸・66頭のうち、希望のあった3戸・8頭を10月末までの範囲で延長）

〈農林水産部 畜産総合研究センター 043-445-4511〉

（2）中小企業への支援

- ・金融・経営相談窓口の設置。
- ・県制度融資のセーフティネット資金において、新たに台風15号を指定災害に指定し、被災した中小企業者への金融支援を実施（一般枠）
- ・上記に加え、災害救助法適用市町村において、売上の減少など、経営安定に支障が生じている中小企業者への金融支援を追加（市町村認定枠）

〈商工労働部 経営支援課 043-223-2707〉

- ・中小企業への支援策の情報を集約し、県ホームページに掲載（支援策は随時追加）

〈商工労働部 経済政策課 043-223-2703〉

- ・国・県・市町村・商工団体・金融機関等と合同で、被災企業向け支援説明会、

個別相談会の実施

10/3 館山市、10/4 南房総市・鋸南町、10/10 富津市、10/11 鴨川市
10/16 南房総市（2回目）、10/15 香取市、10/16 袖ヶ浦市、
10/17 芝山町、君津市、10/18 市原市、10/23 君津市（2回目）
災害救助法適用 4 1 市町村の被災企業を対象に、今後も各地域で順次開催
〈商工労働部 経済政策課 043-223-2703〉

（3）観光施設の営業状況の公開

千葉県公式観光情報サイト「まると e！ちば」内に、「台風 15 号の影響について」のページを開設し、調査により確認できた県内観光施設の営業状況・再開情報を集約して掲載（千葉県ホームページのトップページにもリンク先を掲載）
〈商工労働部 観光誘致促進課 043-223-2412〉

4. ボランティアセンターの開設

市町村災害ボランティアセンターの活動の後方支援等を行うため、千葉県社会福祉協議会内に「千葉県災害ボランティアセンター」を開設

○開設日：9月12日

○災害ボランティアの受け入れ状況（10月11日11時時点）

- ・ 6 市町のボランティアセンターで活動中（千葉市、成田市、袖ヶ浦市、富里市、匝瑳市、香取市）
- ・ 県内で、延べ 23, 172 人のボランティアが参加

〈防災危機管理部 防災政策課 043-223-2176〉

5. 寄附金の受入れ

本県への寄附を希望される方のため、株式会社トラストバンクとの協定に基づき、インターネットによる寄附金の受入れを開始。

○受入開始日：9月12日

○寄付金サイト：ふるさと納税サイト「ふるさとチョイス」令和元年台風 15 号災害支援・寄附

○千葉県への寄付額（10月14日9時時点）

3, 688件 / 60, 654, 480円

〈防災危機管理部 防災政策課 043-223-3404〉

6. 災害義援金の募集

被災された方々への見舞金として、義援金の募集を開始。

○受入開始日：9月17日

○受付銀行：千葉銀行、千葉興業銀行、京葉銀行、ゆうちょ銀行

○県にお寄せいただいた義援金額（10月11日時点）

4, 783件 / 733, 831, 106円

※この他、日本赤十字社、共同募金会でも災害義援金を募集している。

〈防災危機管理部 防災政策課 043-223-3404〉